

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞かれて困ったこと、

医師に疑義照会して対応したが

いまいち納得できないこと、ありませんか？

皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

どしどし質問してください。

「質問の募集」要項は41頁にあります。

なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。

電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

Q1

数日前にスプレキュアを調剤した患者から、「1日3回のため使用しにくい」との相談を受けました。まだ使用期間中だったのですが、同薬効のナサニール(1日2回噴霧)に切り替えることは可能でしょうか。(静岡県・匿名希望)

A1

保険薬局においてはすでに処方せんを調剤済みですので、処方医へ疑義照会を行って処方変更を求めることはできません。したがって、薬剤師としては、患者のコンプライアンスなどを確認したうえで、必要に応じて処方医へ情報提供を行うほか、改めてその医療機関を受診するよう勧めることなどの対応が求められます。そのうえで新たに処方せんが交付されれば、すでに調剤した医薬品が使用期間中であっても、同じ薬効の医薬品を調剤することは問題ないと考えます。

また、保険請求において疑義が生じる可能性がある場合には、調剤報酬明細書の「摘要」欄にコメントを記載しておくことも有効な手段の1つでしょう。

Q2

新医薬品、麻薬、向精神薬の場合は、長期の旅行などのように特殊な事情があれば、投与期間が1回14日分を限度とするものであっても30日分まで投与することは認められていますが、30日分や90日分を限度とする医薬品に

ついてはどのように考えるべきですか。具体的な投与日数の上限はあるのでしょうか。(匿名希望)

A2

健康保険法において1回14日分を限度とする医薬品については、長期旅行など特殊な事情があれば1回30日分を限度として投与することは認められています。しかし、1回30日分もしくは90日分を限度とする医薬品については、それを超える期間の投与は認められていません。

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」において、医薬品の投与量については「予見することができる必要期間に従ったもの」とされており、医師の裁量により上限が判断されることとなりますが、薬価収載期間が1年未満の新医薬品および麻薬、向精神薬については、その内容に応じて1回14日分、30日分、90日分の上限が設けられています。

ただし、これら投与上限が設けられている医薬品であっても、1回14日分を限度とする内服薬および外用薬については、「長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認められるとき」は、「旅程その他の事情を考慮し、必要最小限の範囲において、1回30日分を限度として投与して差し支えない」とされています(2002年4月4日、保医発第0404001号)。

しかし、1回30日分もしくは90日分を投与限度とする

Q
&
A

医薬品については、すでに長期投与が認められていることから、理由に関係なく、定められている限度を超えた期間の投与は認められていません。保険請求上、間違いの生じないように注意してください。

Q3 基準調剤加算の施設基準については、患者ごとの薬歴の作成や必要な薬学的管理の実施などが要件とされていますが、薬剤服用歴管理・指導料を算定しない場合には、患者ごとに算定の有無を判断しなければならないのでしょうか。
(匿名希望)

A3 基準調剤加算(1および2)は、患者ごとにその算定の可否を判断するものではありません。その施設基準に適合しているものとして届出を行った保険薬局では、受け付けたすべての保険処方せんについて、調剤基本料に加算して算定することになります。

基準調剤加算は、決められた一定種類以上の医薬品の備蓄をはじめ、患者ごとに作成された薬歴に基づく必要な指管理、緊急時や時間外における体制整備、必要事項の掲示、従事者の資質向上を図るための研修の実施——などの基準を満たしているものとして、地方社会保険事務局長に届出を行った保険薬局において算定するものです。

しかし、その仕組みや算定要件から明らかなように、調剤基本料および基準調剤加算は患者ごと(処方せんごと)にそのつど判断するものではありません。基準調剤加算の算定に当たっては、常に届出基準のすべての要件を満たしていなければならないことは当然ですが、要件を1つでも満たしていないという理由により算定の可否を判断することはできません。

なお、届出内容と異なった事情が生じた場合、保険薬局の開設者には、遅滞なく変更の届出を行うことが求められています。

